

いじめ防止基本方針

熊谷市立大原中学校

1 いじめ問題に対する基本方針

- (1) 「いじめは絶対に許さない」学校づくりに努める。
- (2) いじめを受けた生徒を全力で守る。
- (3) いじめを行った生徒に毅然とした態度で指導する。
- (4) いじめに対して、組織で対応する。
- (5) 重大事態の発生時には、教育委員会、警察等の関係諸機関と連携する。

2 組織

【いじめ防止対策委員会】

(1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、
PTA会長、学校運営協議会委員

(2) 役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- ②いじめ相談・通報のための窓口の開設
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録
- ④いじめを察知した場合の情報の迅速な共有（緊急職員会議）、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、及び保護者との連携
- ⑤教育委員会への定期的な報告

3 いじめの未然防止

(1) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を中心に、全教育活動を通して、いじめをしない、いじめを許さない心情・判断・実践意欲と態度を養う。
- 年間指導計画に「命の授業」を位置づけ、実施する。

(2) 人権教育の充実

- 年間2回の「人権週間（旬間）」を設け、他人を思いやる姿勢や態度を計画的に養う。

(3) 「別府中学校いじめ撲滅宣言」

- 「別府中学校いじめ撲滅宣言」を教室や廊下等に掲示するとともに、学活等で読み合わせをするなどして、いじめ問題に対する生徒の意識高揚を図る。また、「私のいじめ撲滅宣言」を書かせ、いじめを許さない生徒の育成につなげる。

4 いじめの早期発見

- (1) 日頃の生徒の観察
- (2) 生活ノートを利用した把握
- (3) いじめアンケートの実施（毎月1回）

5 いじめへの対応

いじめやいじめの疑いのある行為を発見したり、情報を把握した場合は、「生徒指導マニュアル」「いじめ防止基本方針」（本紙）に基づいて対応する。

【職員の役割分担】

○校長

～情報を集約し、組織的な対応の全体指揮をする。緊急職員会議を招集する。

○教頭

～校長を補佐し連絡調整を行う。広報を担当する。（窓口の一本化）

○教務主任

～情報を集約する。

○担任

～事実確認のために情報収集を行う。いじめられた（疑いのある）生徒やいじめについての情報を提供した生徒の安全を確保する。いじめた生徒に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○学年主任

～担当する学年の生徒の情報収集と情報共有を行う。校長に報告する。生徒指導主任に情報を伝える。

○生徒指導主任

～生徒の情報を把握できる体制づくりをする。全教職員が情報を共通理解できる体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして、関係者間の連絡調整を図る。

○教育相談主任

～収集した情報に応じて、管理職と教職員のパイプ役を果たす。

○特別支援コーディネーター

～問題の背景に発達障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

○養護教諭

～生徒の心に寄り添い、他の職員と連携して支援を行う。

○スクールカウンセラー

～専門的な立場から、アセスメントの基づく支援の指導助言や生徒のカウンセリングを行う。

6 重大事態への対応

（１）重大事態

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめが原因で年間３０日以上欠席を余儀なくされた場合
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てが合った場合

（２）対応

- ①学校は直ちに教育委員会に報告する。
- ②報告を受けて、教育委員会は「いじめ問題専門委員会」を招集する。
- ③学校は、教育委員会と連携し、校内に「学校調査対策委員会」を設置する。
- ④学校は、学校調査対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥教育委員会は、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑦学校は、教育委員会と連携し、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。